

報告第101号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

[REDACTED]

2 損害賠償の額 金24,578円也

3 損害賠償の原因

令和3年7月14日、盛岡市西見前4地割地内において、市道鰯渕線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第100号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金15,767円也

3 損害賠償の原因

令和3年6月22日、盛岡市向中野字道明地内において、市道鶴子道明線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 99 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名



2 損害賠償の額 金 9,599円也

3 損害賠償の原因

令和3年5月25日、盛岡市西松園一丁目地内において、市道東黒石野東松園四丁目線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 98 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月11日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方



2 損害賠償の額

3 損害賠償の原因

令和3年4月8日、不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金に対し、市が誤って対象者としての行政指導を行い、本来不要であった申請に係る病院の証明書等の費用を負担させたことによる。

報告第 97 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月4日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金43,230円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年7月3日、盛岡市天昌寺町地内において、市道中屋敷町青山一丁目1号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 96 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 3 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損 害 賠 償 の 額 金 497,366円也

3 損害賠償の原因

令和 3 年 6 月 26 日、盛岡市月が丘三丁目地内において、みたけ緑道を貨物自動車で走行中、街路樹から垂れ下がっていた枝が接触し、荷台上部を損傷したことによる。

報告第 95 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月2日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損 害 賠 償 の 額 金66,372円也
- 3 損害賠償の原因

令和3年7月9日、盛岡市立東松園小学校において、のり面の草刈作業中、草刈機に当たり飛んだ松かさが信号待ちのため停車していた車両に当たり、車両を損傷したことによる。

報告第 94 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金37,032円也

3 損害賠償の原因

令和3年6月16日、盛岡市浅岸一丁目地内において、信号及び標識の無い十字路交差点で市有車と相手方自転車が出合い頭に衝突し足を負傷したことによる。

報告第 93 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

報告第 92 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市保健所手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 67 の 5 の項中「第12条第 2 項」を「第12条第 4 項」に改め、同表67の 7 の項中「第13 条第 3 項」を「第13条第 4 項」に改め、同表67の 9 の項中「第14条第13項」を「第14条第15条」に改め、同表69の 3 の項中「第39条第 4 項」を「第39条第 6 項」に改め、同表69の 4 の項中「第 1 条の 5 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改め、同表69の 5 の項中「第 1 条の 6 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

報告第 91 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年條
例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月27日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28
年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 90 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金 5,718円也

3 損害賠償の原因

令和3年5月7日、盛岡市津志田14地割地内において、市道下永林1号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 89 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金41,349円也

3 損害賠償の原因

令和2年10月27日、盛岡市永井28地割地内において、市道下永井線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 88 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月9日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金25,550円也

3 損害賠償の原因

平成24年6月22日、盛岡広域都市計画区域外である玉山馬場字滝の沢28番及び28番2の土地に対し、市が誤って市街化調整区域としての行政指導を行い、本来不要であった都市計画法第43条第1項に基づく建築許可に係る申請手数料及び添付資料交付手数料を負担させたことによる。

報告第 87 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月6日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|---------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損 害 賠 償 の 額 | 金10,850円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年6月4日、盛岡市本宮三丁目地内において、市道荒屋宮沢線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 86 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月6日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|---------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損 害 賠 償 の 額 | 金85,404円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年5月7日、盛岡市みたけ三丁目地内において、市道月が丘三丁目谷地線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 85 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月6日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金11,715円也
- 3 損害賠償の原因

令和3年4月4日、盛岡市向中野三丁目地内において、市道本宮下飯岡線を自動車で走行中、
道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 84 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月6日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金 161,546円也

3 損害賠償の原因

令和3年3月23日、盛岡市本宮字小板小瀬地内において、市道下太田本宮3号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 83 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月5日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|----|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金 | 9,324円也 |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年5月8日、盛岡市厨川二丁目地内において、市道厨川二丁目39号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 82 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月5日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|---------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損 害 賠 償 の 額 | 金60,730円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年4月28日、盛岡市津志田14地割地内において、市道下永林1号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 81 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損 害 賠 償 の 額 金18,942円也

3 損害賠償の原因

令和3年5月24日、盛岡市中央通一丁目地内において、市道中央通一丁目2号線を原動機付自転車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 80 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|---------------|----|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損 害 賠 償 の 額 | 金 | 9,933円也 |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年5月20日、盛岡市東松園二丁目地内において、市道東黒石野東松園四丁目線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 79 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|---------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損 害 賠 償 の 額 | 金 6,930円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年5月12日、盛岡市永井20地割地内において、市道高櫻線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 78 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金13,710円也

3 損害賠償の原因

令和3年5月6日、盛岡市津志田14地割地内において、市道下永林1号線を自動車で走行中、
道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 77 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 7,425円也
- 3 損害賠償の原因

令和3年5月5日、盛岡市北飯岡三丁目地内において、市道向中野飯岡新田1号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

(報告第 76 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

(令和3年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 6,006円也

3 損害賠償の原因

令和3年4月10日、盛岡市上厨川字幅地内において、市道上厨川51号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 75 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損 害 賠 償 の 額 金 6,020円也

3 損害賠償の原因

令和3年4月3日、盛岡市上田字松屋敷地内において、市道四十四田松園2号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 74 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|----|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金 | 5,673円也 |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和3年3月29日、盛岡市平賀新田字高柳地内において、市道高速道側道北2号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 73 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

[REDACTED]

2 損害賠償の額 金12,670円也

3 損害賠償の原因

令和3年3月26日、盛岡市新庄字岩山地内において、市道岩山2号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 72 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度決算による資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 令和2年度決算による資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	
新産業等用地整備事業費特別会計	—	

2 令和2年度盛岡市経営健全化審査意見書（別冊）

報告第 71 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、
令和2年度決算による健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 令和2年度決算による健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.7	59.5

2 令和2年度盛岡市財政健全化審査意見書（別冊）

事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

会計継続費精算報告書

実 績				比 較			
支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源		内 訳	年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 差	左 の 財 源		内 訳
	企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金		企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金
円 116,471,520	円	円	円 116,471,520	円 23,558,480	円	円	円 23,558,480
261,468,000			261,468,000	74,912,000			74,912,000
162,060,480		91,374,000	70,686,480	174,319,520			174,319,520
539,136,840		44,714,000	494,422,840	△ 270,746,840			△ 270,746,840
1,079,136,840		136,088,000	943,048,840	2,043,160			2,043,160

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 70 号

令和 2 年度盛岡市水道事業会計継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）第18条の 2 第 2 項の規定により、令和 2 年度盛岡市水道

令 和 2 年 度 盛 岡 市 水 道 事 業

款 項	事業名	全 体 計 画			
		年 度	年 割 額	左 の 財 源	内 訳
			企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金
		29	140,030,000		140,030,000
		30	336,380,000		336,380,000
1 資 本 的 支 出	1 建 改 良 費	元	336,380,000	91,374,000	245,006,000
		2	268,390,000	44,714,000	223,676,000
		計	1,081,180,000	136,088,000	945,092,000

令和 3 年 9 月 1 日提出